

## 「記録回復基準」の設定状況の推移

社会保険事務所段階における記録訂正基準（現行）		考えられる回復基準案（概要） (平成 21 年 11 月 25 日 第 5 回年金記録回復委員会資料)			
1 国民年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 「第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進について」 (平成 20 年 4 月 28 日)</li> <li>○ 下記のいずれかの申立ての場合（ただし、一定の場合を除く。）           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 申立内容に対応する確定申告書（控）がある場合</li> <li>(2) 申立内容に対応する家計簿がある場合</li> <li>(3) 申立内容に対応する口座振替記録がある預貯金通帳や金融機関の出金記録がある場合</li> <li>(4) 現年度納付の申立てであって、未納期間が 1 年以内かつ 1 回であり、かつ納付を認める積極的な事情がある場合</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記の申立てに加え、下記のいずれかの申立ての場合（ただし、一定の場合を除く。）           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 申立期間が 1 年以内（現年度・過年度納付問わず）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申立期間の前後が国民年金保険料の納付済期間、かつ、</li> <li>・ 申立期間以外未納がない</li> </ul> </li> <li>(2) 申立期間が 2 年以内（現年度・過年度納付問わず）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申立期間の前後が国民年金保険料の納付済期間、かつ、</li> <li>・ 申立期間以外未納がない、かつ、</li> <li>・ 申立期間中に配偶者又は同居親族が納付済</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>		
2 厚生年金 (1) 遅及訂正事案	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 「あっせん事業に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」 (平成 20 年 9 月 19 日) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">同僚事業</span></li> <li>○ 下記の条件をともに満たす場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 以下のすべてを満たすこと               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「従業員」であって、「事実と相違あり」、「訂正の意思あり」かつ「同意なし」の旨を回答</li> <li>② 「従業員」であったことを確認</li> <li>③ 社会保険事務所に適正な処理であったことを示す書類等はない</li> </ul> </li> <li>(2) 事業所の全喪日以後に遅及訂正処理が行われており、給与明細、雇用保険記録等により当時の給与実態、勤務実態が確認できること</li> </ul> </li> <li>◎ 「厚生年金保険における不適正な遅及訂正処理の可能性のある記録の訂正について」 (平成 20 年 12 月 25 日)</li> <li>○ 下記の条件をともに満たす場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 以下のすべてを満たすこと               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「従業員」であって、「事実と相違あり」、「訂正の意思あり」かつ「同意なし」の旨を回答</li> <li>② 「従業員」であったことを確認</li> <li>③ 社会保険事務所に適正な処理であったことを示す書類等はない</li> </ul> </li> <li>(2) 事業所の全喪日以後に遅及訂正処理が行われており、給与明細、雇用保険記録等により当時の給与実態、勤務実態が確認できること</li> </ul> </li> </ul>		<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">全喪日以後の遅及訂正事案</span>		<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">標準報酬遅及訂正事案 6.9 万件</span>
(2) 脱退手当金					<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下記の場合に脱退手当金を受給していなかったものと認定（ただし、一定の場合を除く。）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 婚姻等による改正後 6 ヶ月を超えて支給決定されているが、被保険者名簿等には旧姓表示のままとなっており、かつ、支給決定当時又は支給決定後間もなく国民年金等に加入し、保険料を納付している場合 等</li> </ul> </li> </ul>